

## 移住者を含む求人・求職に係るマッチングサイトの導入に向けて

2018年12月28日

移住者向け求人の情報共有に係る技術検討のための技術検討委員会



## 目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 目次 .....                             | i  |
| 1 はじめに .....                         | 1  |
| 1.1 背景と目的 .....                      | 1  |
| 1.2 技術検討委員会及び同委員会技術ワーキンググループの開催状況 .. | 1  |
| 1) 構成員 .....                         | 2  |
| 2) 開催 .....                          | 2  |
| 2 移住につながる求人数の想定 .....                | 3  |
| 3 マッチングの基本的な仕組み .....                | 3  |
| 3.1 マッチング支援事業におけるマッチングの仕組み .....     | 4  |
| 3.2 求職者のユーザ体験のイメージ .....             | 5  |
| 4 求人情報項目の考え方 .....                   | 6  |
| 4.1 求人情報項目の整備方針 .....                | 6  |
| 4.2 オープンデータの提供形式にかかる方針 .....         | 7  |
| 5 マッチングサイトについて .....                 | 8  |
| 5.1 マッチングサイトの整備 .....                | 8  |
| 5.2 マッチングサイトの運営・改善 .....             | 9  |
| 1) 求人活動のサポート .....                   | 9  |
| 2) データマネジメント .....                   | 9  |
| 3) マッチングサイトに係る広報及びアクセス状況の把握 .....    | 9  |
| 6 運営体制の整備 .....                      | 9  |
| 7 今後の検討 .....                        | 10 |

## 1 はじめに

---

### 1.1 背景と目的

地方創生推進交付金におけるマッチング支援事業は、地域における人材のミスマッチや人手不足の解消を目的として、地域経済への波及効果等の観点から地方公共団体が選定した中小企業等による求人情報の作成と、マッチングサイトを用いた当該情報の提供を支援するものです。また、移住支援金についても、対象法人への就業者だけでなく、多くの人が魅力ある求人を目にし、移住・定住することにより、東京から地方への新しい人の流れを作ることが目的となります。

すでに多くの都道府県及び市区町村が、求人・求職に係るマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）を開設していることから、これでよいと思われるかもしれません。

しかし、求職活動の実態を見ると、調べれば多くの情報が手に入る状況にありながら、地域の求人情報が見られていない状況にあります。求職者の大半がインターネットを介して求職活動を行っていると言われてますが、その多くは、グーグル検索等を経由して、民間求人サイトへ流れるのが実情です。これは、情報の充足性・信頼性、利用者視点を重視した使い勝手の良さ、トレンドへの迅速な対応だけでなく、多額の広告宣伝によって誘客がされることで、民間求人サイトの評価が上がり、検索順位が上がる等、相乗効果によるものと考えられます。

このような実情を踏まえ、求人情報が多くの方の目に止まるためには、費用対効果も考えつつ、従来型のマッチングサイトに加え、多くの求職者の行動に沿って、創意工夫をする必要があります。

以上を踏まえ、民間求人事業者と分業、協業し、多くの民間求人サイトに地域の求人情報を掲載することにより地域の求人情報を東京圏の求職者に届けることを目指し、民間求人事業者の方々とともに、有識者と協力のための議論を重ねてきました。このたび、一定の方向性がまとまったため、中間とりまとめとして、以下に報告するものです。

### 1.2 技術検討委員会及び同委員会技術ワーキンググループの開催状況

移住者向け求人の情報共有に係る技術検討のための技術検討委員会及び同委員会技術ワーキンググループの開催状況等については以下のとおりです。

## 1) 構成員

### ア 技術検討委員会

委員長 関口 忠 内閣官房政府CIO補佐官  
委員 嵩 和雄 NPO法人ふるさと回帰支援センター副事務局長  
委員 村上 文洋 株式会社三菱総合研究所主席研究員

### イ 技術ワーキンググループ

HRソリューションズ株式会社  
グーグル合同会社  
パーソルキャリア株式会社  
株式会社ビズリーチ  
ヤフー株式会社  
株式会社リクルートコミュニケーションズ

## 2) 開催

| 回数  | 開催日             | 議事  |
|-----|-----------------|---|
| 第1回 | 2018年<br>11月14日 | <ul style="list-style-type: none"><li>・委員長の選出</li><li>・マッチングの仕組みについて各社からの提案</li><li>・技術的側面におけるマッチングの仕組みの骨格について</li><li>・今後のイメージを固めるための主な論点について</li><li>・論点について意見交換</li><li>・その他</li></ul> |
| 第2回 | 2018年<br>11月27日 | <ul style="list-style-type: none"><li>・マッチングサイトのデータ項目について</li><li>・調達範囲について</li><li>・論点について意見交換</li><li>・その他</li></ul>  |
| 第3回 | 2018年<br>12月11日 | <ul style="list-style-type: none"><li>・マッチングサイトのデータ項目について</li><li>・調達範囲について</li><li>・論点について意見交換</li><li>・その他</li></ul>  |
| 第4回 | 2018年<br>12月25日 | <ul style="list-style-type: none"><li>・中間とりまとめ</li></ul>  |

## 2 移住につながる求人数の想定

求職活動は、その大多数がインターネットを介して行われています。かつては困難であった求職者の活動をつぶさに記録し、どのような行動を起こしているのか、その傾向を把握することができるようになってきています。何をどの程度実施すると実際の成果につながるのか、ある程度予測することも可能です。

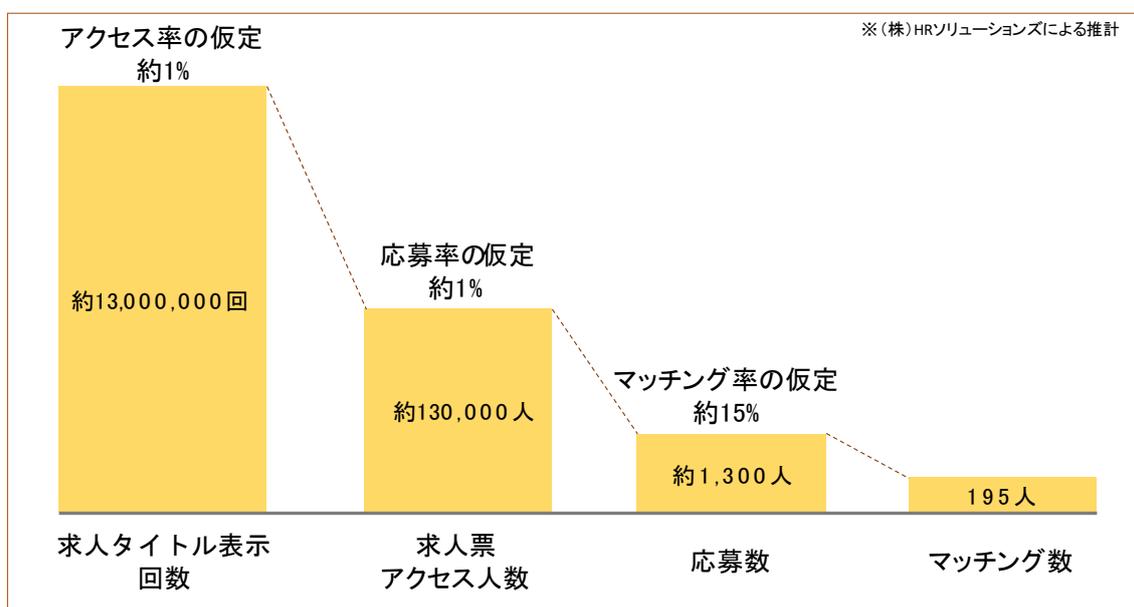
過去のデータを基に、求人数に対応する、移住者数の見込みを考えてみます。

過去の傾向によると、1件のマッチングの成功にはその約6.7倍の求人応募件数が、1件の応募を得るには求人票にその100倍のアクセス人数が、1件の求人票の閲覧には100倍の求人タイトルが表示される必要があると推計できます。

この推計によれば、1人のマッチングをするためには、少なくとも、7万回近い求人タイトル表示が必要となります。

地域性などもあり、全ての都道府県、市町村において同様の傾向となるかは、それぞれにおいて分析していく必要がありますが、日本全体の傾向からは、例えば、200人程度のマッチングを成功させるためには、約1千3百万回の求人タイトルが表示される必要があります。

図1 データ傾向から見る移住者数のシミュレーション



## 3 マッチングの基本的な仕組み

移住につながる求人数の想定から、マッチングを成立させるためには、多くの求人を掘り起こし、求人を多くの方に実際に届けることが重要となります。

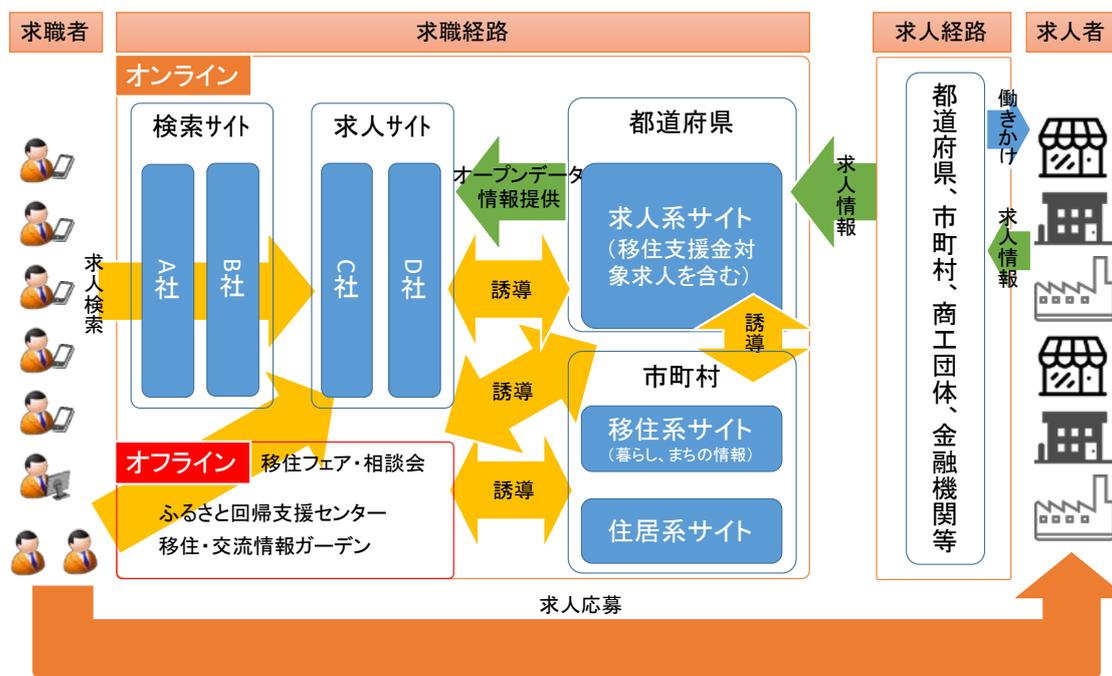
### 3.1 マッチング支援事業におけるマッチングの仕組み

民間求人サイトは、①利用者のニーズに対応したウェブデザイン・ユーザ体験の開発、②ビジネスモデルのトレンドへの適応、③情報の充実性・信頼性の向上、④ブランド構築・維持のための多額の広告等を行って、機能の向上を図り、顧客獲得・維持を図っています。

このような状況の中、サービス業一般の例にもれず、民間求人情報提供事業についても、人口の多い都市部ほど収益率が高く、結果として地方部での求人開拓、求人情報の掲載といったサービスは手薄になります。

以上を踏まえ、マッチング支援事業の目的を達成するため、本事業では次のとおりサービスをデザインしています。

図2 マッチングのデザイン



第1に、都道府県は、市町村、商工団体、地元金融機関などと協業して、地域の法人・企業へ働きかけ、求人を募る。

第2に、都道府県は、自ら運営（委託）する求人サイトに求人情報を掲載しつつ、民間無料掲載求人サイトへ容易に掲載できるよう、当該情報をオープンデータ<sup>注記</sup>とする。

第3に、都道府県は、求職者が、民間求人サイトを通じ全国の求人を調べられるとともに、市町村等の地域情報サイトにて地域の実情を調べることが可能となるよう、自らのサイトから各々へ誘導する。

第4に、国は、第1から第3までの取組ができるよう、民間求人事業者に協力を要請する。

第5に、国は、地方公共団体、移住支援団体らによる移住フェア・相談会においても、都道府県求人サイトおよび協力する民間求人サイトを活用した東京から地方企業への求人・求職マッチングの推進を要請する。

注記) オープンデータとは、オープンデータ基本指針(2017年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)によれば、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータです。

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

### 3.2 求職者のユーザ体験のイメージ

上記のような取組が関係者間において機能すれば、以下のような流れで、求職者が都道府県運営サイトの存在を知らなくても、地方の魅力的な求人を容易に検索し、求職活動に入ることが可能となります。移住支援金を含む助成金が付いた求人などを民間求人事業者に提供することで、事業者側が助成金を条件とした検索機能を開発することもでき、検索結果として当該求人を上位に表示することも可能となります。

図3 求職者のユーザ体験のイメージ



註) 上記のイメージは、関係者において、当該事業が具体化すればどのようなことが可能になるのか、その理解の促進のために既存のウェブサイトからの情報を基に本委員会において加工して作成しているものであり、実際のものとは異なります。

## 4 求人情報項目の考え方

### 4.1 求人情報項目の整備方針

都道府県が収集した求人情報を民間求人事業者に提供するに当たり、次のような課題が考えられます。

- ① 各都道府県の求人情報項目が共通化・標準化されていない場合、各民間求人事業者は、各都道府県の求人情報項目に合わせる必要があり、情報システムの改修が発生する。
- ② 提供側の求人情報項目数を必要最低限に絞り込んだ場合、各民間求人事業者は、提供される求人情報の項目が荒いため、自社の求人情報項目に対応させることが困難となるおそれがあり、対応するためには情報システムの改修が発生する。

例) 課題が発生する具体的な事案

| 提供側の求人情報項目   | 民間側の求人情報項目   | メリット/デメリット   |
|--|--|--|
| 就業時間<br>[8:00-17:00]<br>[8時から17時まで]<br>[午前8時～午後5時]<br>[原則 8:00-17:00。相談可]    | 就業開始時間<br>[8:00]<br>就業終了時間<br>[17:00]<br>就業時間特記事項<br>[8:00-17:00 が基本であるが相談可] | 提供側が粒度の荒いデータで提供すれば、粒度が細かいデータを扱っている民間求人事業者では対応することが難しい。             |
| 就業開始時間<br>[8:00]<br>就業終了時間<br>[17:00]<br>就業時間特記事項<br>[8:00-17:00 が基本であるが相談可] | 就業時間<br>[[就業開始時間]+[就業終了時間]。+[就業時間特記事項]]                                      | 提供側が粒度の細かいデータで提供すれば、粒度が荒いデータを扱っている民間事業者はそれらのデータを組み合わせて、表示することができる。 |

註) [] は記録されているデータの例。

- ③ 求人情報サイトの運営に当たっては、法令を遵守していない場合はもちろんのこと、民間求人事業者団体が作成したガイドラインを遵守していない場合も、民間求人事業者に提供した情報が掲載されないおそれがある。
- ④ 中小企業を中心として、求人者側に魅力ある求人票を作成するノウハウが不足しているとの調査結果もあるが、求人企業の負担を勘案して情報項目数を制限すると、求人者にとってかえって書き込みにくいフォームとなるおそれがある。

以上を踏まえ、求人情報項目の整備方針は次のとおりとしました。この整備方針を踏まえ、技術ワーキンググループによる検討の結果、各都道府県が民間事業者へ提供すべき標準的な求人情報項目等について、現時点で別添1「民間事業者とのデータ連携標準仕様（案）」のとおりとします。

第1に、情報の流れに関して上流（情報提供側）である都道府県サイトの求人情報項目の粒度は、提供を受ける民間求人事業者が情報を扱いやすくするため、細かな粒度とする。

第2に、求人情報項目は、求人票作成のノウハウが不十分な求人企業が記述しやすいよう、細かな単位に分解する。

第3に、求人情報項目は、募集情報等提供事業の業務運営要領（厚生労働省職業安定局）及び求人情報提供ガイドライン（求人情報適正化推進協議会）に基づくものとする。

#### 4.2 オープンデータの提供形式にかかる方針

都道府県が民間事業者に提供するデータ形式も課題となります。行政が民間に情報提供する場合、よくPDF形式で提供されることが見受けられます。特に、紙媒体をスキャンした画像データをPDF形式にしているものも散見されます。これは、記述内容の改変が困難であることや、印刷時のイメージをそのまま相手に伝えることを重視したものと考えられますが、そのようなデータの取得や加工は容易でなく、民間事業者にとって二次利用しづらい形式となってしまいます。

現在、主流となっているデータ形式は、JSON形式、XML形式、CSV形式となっております。特にJSON形式はAPIなどでよく用いられますが、

現時点では都道府県側が情報提供用のAPIを整備することのハードルが高いと予想されることから、JSON形式でのデータ整備については、民間事業者が提供する情報登録用のAPIヘデータを送付する方式を推奨します。

また、地方自治体においては、氏名の表記も正確な表記でなければならないなど、懸念される可能性があります。戸籍簿に登録されたものを用いなければならないわけではないため、外字を用いる必要はなく、一般的に使用されているUTF8で足りる。

以上を踏まえ、オープンデータの提供形式の整備方針は次のとおりとしました。

第1に、求人情報のデータ提供形式は、JSON形式（民間事業者の情報登録用APIを利用）、XML形式及びCSV形式とする。  
第2に、求人情報の文字コードは、UTF8とし、外字は取り扱わない。

## 5 マatchingサイトについて

---

### 5.1 Matchingサイトの整備

Matchingサイトについては、民間事業者に情報提供するのであれば不要ではないかという考え方もできますが、民間無料掲載求人事業者の多くが、自ら収集した求人以外にも求人情報を取得しているため、その情報リソース先、求人が掲載されているウェブサイトのURLを示すことが一般的です。求職者も、その情報のリソースページを確認することによって安心感が得やすくなる上、リンク先の情報まで参照する可能性を高めることができます。このため、現時点では都道府県がMatchingサイトを整備することを推奨します。

Matchingサイトの整備に当たっては、次の選択肢が考えられます。

なお、類似のサイトが乱立している都道府県も存在しておりますが、運用面では情報更新の煩雑さ、重複的な予算の計上などの課題がある上、利用者の視点からは、アクセスの分散化によるアクセス数の減少が想定されるため、この状態を改善し集中投資することを推奨します。

- ① 本委員会が示す共通仕様に対応した求人サイトを構築することができる民間のサービスを利用する。
- ② 本委員会が示す共通仕様に対応した求人サイトを、自前で新規に構築する。
- ③ 本委員会が示す共通仕様に対応するために、都道府県の既存の求人サイトを改修する。

## 5.2 マッチングサイトの運営・改善

### 1) 求人活動のサポート

本事業は、高額なフルサポート型の人材事業に依存することなく、企業による主体的な求人活動をサポートすることで、地域の中小企業等による持続可能かつ効果的な求人メカニズムを構築することを主眼としています。このため、企業の求人活動を継続的にサポート（求人魅力化セミナーや e-learning、ヘルプデスクの設置など）することが重要です。

### 2) データマネジメント

民間求人事業者の多くは、求人情報の充実性のみならず、その情報の信頼性に重きを置いています。このため、求人情報の誤記、求人情報の不更新といったことがないように、データが適切・適宜に更新されなければ、求職者から不興を買うばかりか、民間求人事業者にデータを利用されなくなるおそれがあります。

### 3) マッチングサイトに係る広報及びアクセス状況の把握

求職者の大多数が、インターネットを介して、求職活動をしていることから、民間求人事業者への情報提供のみならず、他の都道府県と差別化を図る観点からも、マッチングサイト自体への集客も重要になってきます。

このため、費用対効果に留意しながら、マッチングサイトへ誘導する広告を掲載するなどの取組を行うほか、マッチングサイトへのアクセス状況などの利用実態を常時把握し、マッチングサイトのみならず、マッチング支援事業の改善を図っていく必要があります。

また、国においても、各都道府県のマッチングサイトへのアクセス状況などの利用実態を把握するほか、協力的な民間求人事業者の求人サイトの利用状況について、利用実態の情報提供を求め、これを都道府県へ還元することが望まれます。

## 6 運営体制の整備

以上のように、マッチング支援事業は、想定される関係者が多い上、誰が何をどの程度までするといった仕組みを各都道府県で整備しなければ、成果を上げることが難しい事業です。

このため、各都道府県のマッチング支援事業を担当する部局においては、①求人者からの求人情報を適切に管理するため労働部局を中心に、②データをオ

オープンデータとして適切に管理するため情報政策部局等、関係組織との体制作りを進めていくことが求められます。

## 7 今後の検討

---

以上が、年内における中間的な取りまとめとなります。

都道府県において、円滑に事業を遂行するためには、検討が未だ不十分な状況ですが、実施計画や地域再生計画の提出など都道府県のスケジュールを踏まえ、2019年1月中を目途として、以下のとおり検討を進める予定です。

- ① 関係府省と調整して、求人情報項目を確定する。
- ② 次のフェーズを意識しつつ、都道府県が事業委託を円滑に行えるようにするためのモデル調達仕様書を作成する。

- 1 求人募集フェーズ
- 2 移住支援金対象法人・求人選定フェーズ
- 3 求人掲載・更新フェーズ
- 4 求職者募集フェーズ
- 5 求職者応募・採用フェーズ
- 6 移住支援金給付フェーズ